

鹿児島都市計画準防火地域の変更（鹿児島市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準 防 火 地 域	約 7 6 3 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（変更理由）

鹿児島都市計画準防火地域については、当初昭和28年に都市計画決定し、都市防災の総合的な取り組みの一環として、市街地における火災の危険を防除するための重要な役割を担っている。これまで数回にわたり見直しを行っており、平成12年3月には、約33年ぶりの全体見直し、平成16年5月には第3回都市計画定期見直しによる変更を行い、そして、平成18年7月には、谷山駅周辺リニューアル整備事業等の都市計画決定に併せて変更を行っている。

今回、第4回都市計画定期見直しの中で、高麗町の一部の用途地域を商業地域に変更することから、防火・準防火地域指定基準に基づき準防火地域に変更する。